

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 8月12日

【届出者の名称】 松本油脂製薬株式会社

【届出者の所在地】 大阪府八尾市渋川町 2丁目 1番 3号

【最寄りの連絡場所】 大阪府八尾市渋川町 2丁目 1番 3号

【電話番号】 072 - 991 - 1001 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部副本部長 山田 正幸

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 松本油脂製薬株式会社  
(大阪府八尾市渋川町 2丁目 1番 3号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、松本油脂製薬株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注8) 本書中の「本公開買付け」は、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

### 2 【買付け等の目的】

当社は、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、平成27年6月中旬より、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である松本興産株式会社（以下「松本興産」といいます。本書提出日現在の保有株式数922,156株、発行済株式総数4,512,651株に対する割合：20.43%（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、保有割合の計算において同じとします。）。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。松本興産は、当社の代表取締役社長である木村直樹及び当社の常務取締役である山根紳一郎並びに木村芳樹がそれぞれ取締役を兼務し、木村直樹が代表取締役を務める関係会社であり、主に化学薬品等を取り扱う商社です。なお、当社と松本興産との間に営業上の取引はありません。

当社は、これを受け、平成27年6月下旬より、松本興産の保有する当社普通株式の売却により、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合に生じる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財政状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に資することになると判断いたしました。さらに、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成27年8月12日に提出した第78期第1四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約213億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も継続できるものと考えております。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の透明性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

そこで当社は、平成27年7月中旬に、松本興産に対し、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました（具体的な条件については後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の基礎」をご参照ください。）。当社は、平成27年7月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して15%から20%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨を松本興産に提案し、協議いたしました。その結果、平成27年8月上旬、松本興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式922,156株（保有割合：20.43%）の一部である400,000株（保有割合：8.86%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成27年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値10,097円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して15.82%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である8,500円（小数点以下を四捨五入。）とすることを決議いたしました。さらに、本公開買付けは、松本興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、450,000株（発行済株式総数に対する割合：9.97%）を買付予定数の上限とすることが適切であると判断いたしました。

また、当社の代表取締役社長である木村直樹及び当社の常務取締役である山根紳一郎並びに木村芳樹は、それぞれ松本興産の取締役を兼務しており、本公開買付けに関して構造的な特別利益相反関係にあることから、当社と松本興産との事前の協議には、松本興産の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、松本興産からは、本公開買付けに応募しない当社普通株式522,156株（発行済株式総数に対する割合にして11.57%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

### 3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1) 【発行済株式の総数】

4,512,651株（平成27年8月12日現在）

#### (2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	450,100	3,825,850,000

(注) 取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は、9.97%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

#### (4) 【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成27年8月12日（水曜日）から平成27年9月8日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成27年8月12日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## (2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金8,500円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の透明性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況とその他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）のJASDAQにおける当社普通株式の終値9,940円、同年8月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値10,097円、同年8月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値9,843円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。</p> <p>そこで当社は、平成27年7月中旬に、松本興産に対し、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、平成27年7月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して15%から20%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨を松本興産に提案し、協議いたしました。その結果、平成27年8月上旬、松本興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式922,156株（保有割合：20.43%）の一部である400,000株（保有割合：8.86%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。</p> <p>当社は、以上の検討及び判断を経て、平成27年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値10,097円に対して15.82%のディスカウントを行った価格である8,500円とすることを決議いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である8,500円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）のJASDAQにおける当社普通株式の終値9,940円から14.49%、同年8月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値10,097円から15.82%、同年8月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値9,843円から13.64%を、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格である8,500円は、本書提出日の前営業日（平成27年8月11日）のJASDAQにおける当社普通株式の終値10,300円に対して17.48%をディスカウントした金額となります。</p>

算定の経緯	<p>当社は、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。</p> <p>このような状況の下、平成27年6月中旬より、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である松本興産より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。</p> <p>当社は、これを受け、平成27年6月下旬より、松本興産の保有する当社普通株式の売却により、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合に生じる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財政状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に資することになると判断いたしました。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の透明性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況とその他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）のJASDAQにおける当社普通株式の終値9,940円、同年8月10日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値10,097円、同年8月10日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値9,843円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。</p> <p>平成27年7月中旬に、松本興産に対し、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付け価格について検討を行いました。当社は、平成27年7月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値に対して15%から20%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格とする旨を松本興産に提案し、協議いたしました。その結果、平成27年8月上旬、松本興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式922,156株（保有割合：20.43%）の一部である400,000株（保有割合：8.86%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。</p> <p>当社は、以上の検討及び判断を経て、平成27年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年8月10日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値10,097円に対して15.82%のディスカウントを行った価格である8,500円とすることを決議いたしました。</p>
-------	---

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	450,000 (株)	(株)	450,000 (株)
合計	450,000 (株)	(株)	450,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(450,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(450,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
 住友不動産新宿オークタワー27階

公開買付代理人であるエイチ・エス証券株式会社に開設されたインターネット取引口座を経由した応募の受け付けは、公開買付代理人のホームページ(<http://www.hs-sec.co.jp/>)に記載される方法によって行われます。また、公開買付代理人の本店または全国各支店に開設された対面取引口座を経由した応募は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時00分までに応募して下さい。なお、応募の際には応募株主口座開設の際のお届け印と本人確認書類(注1)をご用意ください。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要となります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要となる場合があります。なお、本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主口座へ振り替えられた応募株式については再度前記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。(注2)

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315% (所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成27年9月8日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要となります。

個人・・・・・・・・・・ 住民票の写し、印鑑登録証明書(発行から6か月以内に作成された原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード(写真付の氏名、住所、生年月日の全てが確認できるものに限ります。)

法人・・・・・・・・・・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)  
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主等・・・・ 外国人株主等・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力が生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時00分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
住友不動産新宿オークタワー27階  
(その他エイチ・エス証券株式会社国内各営業店)

## (3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## (4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
住友不動産新宿オークタワー27階

## 7 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	3,825,000,000
買付手数料(b)	7,000,000
その他(c)	2,100,000
合計(a)+(b)+(c)	3,834,100,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(450,000株)に、1株当たりの本公開買付価格(8,500円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	当座預金	4,504,273,314
	計	4,504,273,314

## 8 【決済の方法】

## (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
住友不動産新宿オークタワー27階

## (2) 【決済の開始日】

平成27年10月6日(火曜日)

## (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の税務上の取扱いをご参照ください。

#### (4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

### 9 【その他買付け等の条件及び方法】

#### (1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（450,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（450,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

#### (2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### (3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに、公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、平成27年8月上旬に、松本興産より、本公開買付けに対して、その保有する当社株式922,156株（保有割合：20.43%）の一部である400,000株（保有割合：8.86%）を本公開買付けに応募する旨、また本公開買付けに応募しない当社株式522,156株（保有割合：11.57%）については、今後も引き続き保有する旨の回答を得ております。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【発行者の概要】

#### (1) 【発行者の沿革】

#### (2) 【発行者の目的及び事業の内容】

#### (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2 【経理の状況】

#### (1) 【貸借対照表】

#### (2) 【損益計算書】

#### (3) 【株主資本等変動計算書】

### 3 【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQスタンダード						
	平成27年 2月	平成27年 3月	平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月
最高株価（円）	9,300	9,090	9,800	10,000	10,350	10,400	10,590
最低株価（円）	8,380	8,550	8,600	8,770	9,600	9,600	9,840

(注) 平成27年8月については、8月11日までの株価です。

### 4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1) 【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第77期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月26日 関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第78期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月12日 関東財務局長に提出

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

松本油脂製薬株式会社

（大阪府八尾市洪川町2丁目1番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。